

審 議 結 果 速 報

(令和 7 年10月 8 日)

陳 情 7 年 教 育 第 1 4 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 9 月定例会

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管 件 名	議決結果
7年－14 (R7.8.27)	教 育 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択について	不 採 択 (R7.10.8)
▶陳情事項 鳥取県議会として、次の事項を国の関係機関に要請すること。 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引下げ等少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3 地方自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 4 すべての地方自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。		

▶所管委員長報告（R7.10.8本会議）会議録暫定版

本県では、独自に専門学科を中心に1学級の生徒数を38人以下としつつ、少人数学級の効果や財政負担を検証しながら慎重に取組を進めているところであり、また、教職員の働き方改革の実現に向けて、小学校での専科指導教員加配の充実、スクールカウンセラー等の専門職の基礎定数化などについてすでに国に要望を行っているところでもあります。さらに、国の定数改善に伴う加配削減への対応や、育児休業代替職員への正規職員充当など定数管理上の工夫により、一定の採用数を維持してきているところでもあります。

以上のことから、本件陳情については、県議会から国に重ねて意見書を提出するには及ばないという意見があり、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増を含む教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、実効性のある働き方改革を実現するため、地方自治体による「業務の3分類」をはじめとした施策に必要な財政措置が不可欠である。

こうした観点から、2026年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情する。

【現 状】

- 1 高等学校における少人数学級については、全国知事会及び全国都道府県教育委員会連合会から定数改善の要望を行っているが、国で議論されているという情報は把握していない。
- 2 教員定員数の改善等については、令和7年度予算の財務大臣・文部科学大臣折衝において、「今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施することとし、令和7年度においては、小学校35人学級の推進等に加え、小学校教科担任制の第4学年への拡大、新採教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充などに必要な教職員定数5,827人を改善する。また、財源確保とあわせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとともに、働き方改革に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じる」ことが合意されている。
- 3 定年退職者が生じないことに伴う翌年度の新規採用枠の激減緩和、以降の新規採用枠との平準化といった観点から、国は、定年が引き上がる翌年度に限り、新規採用枠が確保できるよう特例的に定員を上乗せしている。

【県の取組状況】

- 1 本県では独自に専門学科を中心に1学級の生徒数を38人以下としているところであるが、令和6年3月策定の「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）」に基づき、少人数学級の実施について、その効果や財政負担を十分に検証し、慎重に検討を進めることとしている。
- 2 また、学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化、多様化する中、学校現場における教職員の働き方改革に取り組むことで多忙解消及び負担軽減を図り、教職員が一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、小学校専科指導加配の充実及び看護師やスクールカウンセラーなどの専門的職種の基礎定数化などについて、令和7年8月に国へ要望を行った。
- 3 加えて、国の教職員定数の改善に伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うことについても、令和7年8月に国に要望を行った。
- 4 更に、近年、少子化等に加え、定年引上げの影響もあり、教員採用予定数は減少しているが、改正された国庫負担制度（これまで非正規職員に限られていた育児休業代替職員の給与への負担について、正規職員も対象となるよう改正）を活用して、育児休業代替職員の一部に正規職員を充てるなど、定数管理上の工夫を行いつつ、一定の採用予定数を維持している。